

令和5年2月13日

令和5年第1回
大分県後期高齢者医療広域連合議会
定例会議案

大分県後期高齢者医療広域連合

令和5年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会提出案件
(令和5年2月13日)

	ページ
議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に 関し議会の同意を求めることについて	・・・ 1
議第2号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	・・・ 3
議第3号 大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行 条例の制定について	・・・ 4
議第4号 大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 の全部改正について	・・・ 6
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報 保護審査会条例の一部改正について	・・・ 20
議第6号 令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合 特別会計補正予算(第1号)	別冊①
議第7号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	別冊②
議第8号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合 特別会計予算	別冊③

議第2号

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合条例第35号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月13日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

第14条中「28万5,000円」を「29万円」に、「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を定めた政令の改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第3号

大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和5年2月13日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、法第129条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第3章第3節の施策を講ずる場合

(3) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する

運用上の必要な事項を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第6条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し対象となる大分県後期高齢者医療広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員に係る条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第4号

大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の全部改正について
大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例を次のように定める。

令和5年2月13日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例

大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 開示請求権（第13条—第24条）
 - 第2節 訂正請求権（第25条—第28条）
 - 第3節 利用停止等請求権（第29条—第32条）
- 第4章 審査請求等（第33条—第35条）
- 第5章 雑則（第36条—第42条）
- 第6章 罰則（第43条—第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し基本的事項を定めるとともに、大分県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、議会の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）及び事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しく

は記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(4) 行政文書 議会の事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 議会が定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）をその内容に含む個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護について事業者及び県民の意識の啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する議会の施策に協力しなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害する

ことのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を議長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の内容
- (6) 個人情報の対象者
- (7) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は同条第2項ただし書の規定による個人情報の提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 議会は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を議長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、議会は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 議長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

5 議長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を公表しなければならない。

6 前各項の規定は、職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 議会は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 議会は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 議会は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。

- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 広域連合長、選挙管理委員会又は監査委員から提供を受けて収集するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、議会があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ない場合又は本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であって、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

4 議会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 議会が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 議会は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を議会内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（特定個人情報にあっては、第1号に該当するとき）は、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと議会が認めるとき。

2 議会は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を議会以外のものに提供してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当するとき（特定個人情報にあっては、同項第1号に該当するとき）及び本人に提供するときは、この限りでない。

3 議会は、前項ただし書の規定により議会以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 議会は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（議会が管理する電子計算機と議会以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器

とを通信回線を用いて結合し、議会が保有する個人情報を議会以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、個人情報を議会以外のものへ提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、個人情報を議会以外のものへ提供することができる。

(適正な維持管理)

第10条 議会は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 議会は、個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 議会は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を議会以外の者に委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 議会から前項に規定する事務の委託を受けた者は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に規定する事務の委託を受けた者及び当該事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第12条 職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

(開示の請求)

第13条 何人も、議会に対し、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 3 死者の個人情報(個人番号を除く。以下同じ。)は、当該個人情報について利害関係を有する者として議長が定める相続人(以下「関係相続人」という。)が開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を議会に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
- (3) 関係相続人が死者の個人情報について開示請求をしようとする場合にあつては、死者の氏名
- (4) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、議会に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 死者の個人情報について開示請求をしようとする者は、議会に対し、関係相続人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

4 議会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 議会は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- (5) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難

にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(7) 未成年者の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められる情報

(部分開示)

第16条 議会は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、議会は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 議会は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 議会は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入

しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、議会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 議会は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 2 議会は、前項の場合において、同項の個人情報に係る決定の日から期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合及び開示請求者以外のもの（以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議会は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議会は、開示決定後直ちに、当該意見書（第33条及び第34条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、個人情報が記録された行政文書の当該個人情報に係る部分につき、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

- 2 議会は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

- 3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示の請求の特例)

第23条 議会があらかじめ定めた自己情報に限り、開示請求者は、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 議会は、前項の規定による開示の請求があったときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。

(費用の負担)

第24条 この節の規定による個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 第22条第1項又は第2項の規定により行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正請求権

(訂正の請求)

第25条 何人も、議会から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、議会に対し、その訂正を請求することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を議会に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 関係相続人が死者の個人情報について訂正請求をしようとする場合にあっては、死者の氏名

(4) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(5) 訂正を求める内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を議会に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項から第4項までの規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第27条 議会は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議会は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 議会は、前2項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

4 議会は、個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、訂正前の個人情報を提供したもの（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、議会以外のものに限る。））に対し、訂正をした旨及びその内容を通知するものとする。

（訂正決定等の期限）

第28条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

第3節 利用停止等請求権

（利用停止等の請求）

第29条 何人も、議会から開示を受けた自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を議会が第7条の規定に違反して収集したと認めるときは、議会に対し、その消去を請求することができる。

2 何人も、議会から開示を受けた自己に関する個人情報を議会が第8条又は第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、議会に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止等請求」という。）について準用する。

（利用停止等請求の手續）

第30条 利用停止等請求は、次に掲げる事項を記載した書面を議会に提出してしなければならない。

(1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所

(3) 関係相続人が死者の個人情報について利用停止請求をしようとする場合にあつては、死者の氏名

(4) 利用停止等請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(5) 利用停止等を求める内容及び理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項から第4項までの規定は、利用停止等請求について準用する。

（利用停止等請求に対する決定等）

第31条 議会は、利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止

等をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の利用停止等を行った上で、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議会は、利用停止等請求に係る個人情報の全部について利用停止等をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 議会は、前2項の規定により利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止等をしないときは、利用停止等請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（利用停止等決定等の期限）

第32条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）は、利用停止等請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第19条第2項の規定は、利用停止等決定等について準用する。

第4章 審査請求等

（審査請求があった場合の手続）

第33条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について審査請求があった場合は、裁決をすべき議会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容して訂正することとするとき。
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容して利用停止をすることとするとき。
- 2 議会は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。
 - 3 同条第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第34条 前条第1項の規定により諮問をした議会は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当

該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第35条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(苦情の処理)

第36条 議会は、議会が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 議長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(議長の助言)

第37条 議長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、議会に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

(事業者に対する個人情報の保護施策)

第38条 議長は、事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第39条 議長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第40条 議長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第43条 職員若しくは職員であった者又は第11条第3項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者に係る大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年大分県後期高齢者医療広域連合条例第27号。以下「旧条例」という。）第11条第3項及び第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2） 施行日前において旧条例第11条第3項に規定する事務又は業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第13条、第25条又は第29条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

提案理由

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、同法の対象となる大分県後期高齢者医療広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員を実施機関から除外する必要があるため、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第5号

大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
について

大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和5年2月13日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改
正する条例

大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年大
分県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 大分県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年大分県後期高齢者
医療広域連合条例第26号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制
度並びに大分県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和4年大分県後
期高齢者医療広域連合条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）及び
大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年大分県後期高
齢者医療広域連合条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）に基
づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、大分県後期高
齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を
設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

- （1） 実施機関 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- （2） 行政文書 情報公開条例第2条第2号及び議会個人情報保護条例第2条第
4号に規定する行政文書をいう。
- （3） 個人情報 議会個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。
- （4） 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。
以下「法」という。）第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102
条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有
個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する
地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

第3条第1項各号を次のように改める。

- （1） 情報公開条例第20条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じ

て調査審議し、答申すること。

- (2) 議会個人情報保護条例第33条に規定する審査請求に関して議会の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (3) 法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に関して実施機関（議会を除く。）の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (4) 個人情報保護法施行条例第5条に規定する実施機関（議会を除く。）の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (5) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (6) 第2号及び前号に掲げるもののほか、議会個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第8条第1項及び第3項中「又は個人情報」を「、個人情報又は保有個人情報」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 大分県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申がなされていないものについては、なお従前の例による。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、審査会の設置及び所掌事務に係る規定を改める必要があるため、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

①

令和5年2月

令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合
特別会計補正予算(第1号)

目

次

		[ページ]
特別会計補正予算		
第2表 債務負担行為	2
特別会計補正予算に関する説明書		
1. 債務負担行為調書	3

議第6号

令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)

令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合の特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年2月13日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期標準システム導入及び拡張事業	令和5年度	180,000

令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合
特別会計補正予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
 (当該年度提出に係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
		期 間	金 額
次期標準システム導入及び拡張事業	180,000		

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国（県）支出金	地方債	その他	
令和5年度	180,000	90,000			90,000

②

令和5年2月

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算

目 次

	[ページ]
一般会計予算	2
第1表 歳入歳出予算	2
一般会計予算に関する説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	
1 総 括	7
2 歳 入	
1 款 分担金及び負担金	10
2 款 財 産 収 入	10
3 款 繰 入 金	10
4 款 繰 越 金	10
5 款 諸 収 入	10
3 歳 出	
1 款 議 会 費	12
2 款 総 務 費	12
3 款 民 生 費	14
4 款 公 債 費	16
5 款 予 備 費	16
給 与 費 明 細 書	18

議第7号

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,014,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和5年2月13日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		881,280
	1 負担金	881,280
2 財産収入		207
	1 財産運用収入	207
3 繰入金		133,006
	1 基金繰入金	133,006
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6
	1 預金利子	5
	2 雑入	1
歳 入 合 計		1,014,500

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		2,037
	1 議会費	2,037
2 総務費		237,433
	1 総務管理費	237,209
	2 選挙費	56
	3 監査委員費	168
3 民生費		771,029
	1 社会福祉費	771,029
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳 出 合 計		1,014,500

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	881,280	761,130	120,150
2 財産収入	207	196	11
3 繰入金	133,006	133,268	△262
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	6	5	1
歳入合計	1,014,500	894,600	119,900

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 市町村負担金	881,280	761,130	120,150
計	881,280	761,130	120,150

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 利子及び配当金	207	196	11
計	207	196	11

(款) 3 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政調整基金繰入金	133,006	133,268	△262
計	133,006	133,268	△262

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 5 諸収入

(項) 1 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 預金利子	5	4	1
計	5	4	1

(款) 5 諸収入

(項) 2 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	事務費負担金	881,280	1 事務費負担金	881,280

節		金額	説明	明
区分				
1	利子及び配当金	207	1 財政調整基金利子	207

節		金額	説明	明
区分				
1	財政調整基金繰入金	133,006	1 財政調整基金繰入金	133,006

節		金額	説明	明
区分				
1	繰越金	1	1 繰越金	1

節		金額	説明	明
区分				
1	預金利子	5	1 預金利子	5

節		金額	説明	明
区分				
1	雑入	1	1 雑入	1

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 議会費	2,037	2,039	△2	0	2,037
計	2,037	2,039	△2	0	2,037

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 一般管理費	237,002	242,259	△5,257	0	237,002

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		875	○ 議会費 2,037
8	旅 費		710	議員報酬 875
10	需 用 費		58	議員費用弁償 710
11	役 務 費		45	消耗品費 44
12	委 託 料		90	食糧費 14
13	使用料及び 賃借料		259	通信運搬費 45
				議事録作成業務委託料 90
				会場等借上料 259

節		区 分	金 額	説 明
1	報 酬		436	○ 一般管理費 237,002
5	災害補償費		2	連合長・副連合長報酬 312
8	旅 費		1,415	委員報酬 124
10	需 用 費		4,597	災害補償費 2
11	役 務 費		1,290	委員その他費用弁償 46
12	委 託 料		8,061	普通旅費 1,369
13	使用料及び 賃借料		15,779	消耗品費 2,053
17	備品購入費		88	燃料費 180
18	負担金、補 助及び交付 金		205,325	食糧費 30
26	公 課 費		9	印刷製本費 325
				光熱水費 1,680
				修繕料 319
				医療材料費 10
				通信運搬費 1,077
				手数料 178
				火災保険料 4
				自動車損害保険料 31
				一般管理等委託料 7,150
				廃棄文書裁断処分委託 216
				地方公会計業務委託 695
				事務所借上料 9,641
				駐車場借上料 538
				会場等借上料 818
				自動車借上料 218
				書類保管室借上料 951
				高速道路使用料 159
				ハウジングサービス使用料 288
				資産管理システム借上料 1,787
				事務用デスクトップパソコン借上料 1,379
				庁用器具費 88
				全国広域連合協議会分担金 50

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 財政調整基金費	207	196	11	0	207
計	237,209	242,455	△5,246	0	237,209

(款) 2 総務費
(項) 2 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 選挙管理委員会費	56	56	0	0	56
計	56	56	0	0	56

(款) 2 総務費
(項) 3 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 監査委員費	168	168	0	0	168
計	168	168	0	0	168

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 社会福祉総務費	771,029	645,881	125,148	0	771,029

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		派遣職員人件費負担金	205,200
		廃棄物処理費用負担金	47
		公平委員会負担金	5
		大分県産業創造機構会員年会費	12
		安全衛生推進者養成講習受講料	11
		公課費	9
24 積立金	207	○ 財政調整基金費	207
		財政調整基金積立金	207

節		説明	金額
区分	金額		
1 報酬	20	○ 選挙管理委員会費	56
		委員報酬	20
8 旅費	8	委員その他費用弁償	8
		消耗品費	20
10 需用費	26	食糧費	1
		印刷製本費	5
11 役務費	2	通信運搬費	2

節		説明	金額
区分	金額		
1 報酬	96	○ 監査委員費	168
		委員報酬	96
8 旅費	56	委員その他費用弁償	56
		消耗品費	5
10 需用費	7	食糧費	1
		印刷製本費	1
11 役務費	9	通信運搬費	1
		手数料	8

節		説明	金額
区分	金額		
27 繰出金	771,029	○ 特別会計繰出金	771,029
		特別会計事務費繰出金	771,029

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
計	771,029	645,881	125,148	0	771,029

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 利 子	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 予 備 費	4,000	4,000	0	0	4,000
計	4,000	4,000	0	0	4,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利 子及び割引 料	1	○ 利子 1 一時借入金利子 1

節		説明
区分	金額	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職 員 数	給 与			
			報 酬	給 与	期末手当 年度支給率 (月 分)	調整手当
		人	千円	千円	千円	千円
本 年 度	長 等	3	312			
	議 員	26	875			
	その他 特別職	19	240			
	計	48	1,427			
前 年 度	長 等	3	312			
	議 員	26	875			
	その他 特別職	19	240			
	計	48	1,427			
比 較	長 等	0	0			
	議 員	0	0			
	その他 特別職	0	0			
	計	0	0			

費

与

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他手当	計			
千円	千円	千円	千円	千円	
		312		312	
		875		875	
		240		240	
		1,427		1,427	
		312		312	
		875		875	
		240		240	
		1,427		1,427	
		0		0	
		0		0	
		0		0	
		0		0	

③

令和5年2月

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合
特 別 会 計 予 算

目 次

特別会計予算	〔ページ〕
第1表 歳入歳出予算	2
特別会計予算に関する説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	
1 総 括	7
2 歳 入	
1款 市町村支出金	10
2款 国庫支出金	10
3款 県支出金	10
4款 支払基金交付金	12
5款 特別高額医療費 共同事業交付金	12
6款 繰入金	12
7款 繰越金	12
8款 県財政安定化 基金借入金	12
9款 諸収入	14
3 歳 出	
1款 総務費	16
2款 保険給付費	16
3款 県財政安定化 基金拠出金	20
4款 特別高額医療費 共同事業拠出金	20
5款 保健事業費	22
6款 公債費	22
7款 諸支出金	24
8款 予備費	24
給与費明細書	26
債務負担行為調書	28

議第8号

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合の特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,747,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月13日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市町村支出金		34,980,106
	1 市町村負担金	34,980,106
2 国庫支出金		71,225,163
	1 国庫負担金	50,570,747
	2 国庫補助金	20,654,416
3 県支出金		18,506,908
	1 県負担金	17,606,908
	2 財政安定化基金支出金	900,000
4 支払基金交付金		81,018,696
	1 支払基金交付金	81,018,696
5 特別高額医療費共同事業交付金		54,655
	1 特別高額医療費共同事業交付金	54,655
6 繰入金		771,029
	1 一般会計繰入金	771,029
7 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
8 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
9 諸収入		190,442
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	190,438
歳 入 合 計		207,747,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		767,354
	1 総務管理費	767,354
2 保険給付費		204,727,184
	1 療養諸費	193,978,369
	2 高額療養諸費	10,494,135
	3 その他医療給付費	254,680
3 県財政安定化基金拠出金		1
	1 県財政安定化基金拠出金	1
4 特別高額医療費共同事業拠出金		97,494
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	97,494
5 保健事業費		1,133,465
	1 健康保持増進事業費	1,133,465
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		21,501
	1 償還金及び還付加算金	21,501
8 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		207,747,000

令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合
特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市町村支出金	34,980,106	32,862,967	2,117,139
2 国庫支出金	71,225,163	69,070,289	2,154,874
3 県支出金	18,506,908	17,011,382	1,495,526
4 支払基金交付金	81,018,696	78,503,499	2,515,197
5 特別高額医療費共同事業交付金	54,655	51,242	3,413
6 繰入金	771,029	645,881	125,148
7 繰越金	1,000,000	3,000,000	△2,000,000
8 県財政安定化基金借入金	1	1	0
9 諸収入	190,442	207,739	△17,297
歳入合計	207,747,000	201,353,000	6,394,000

2 歳 入

(款) 1 市町村支出金
(項) 1 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 保険料等負担金	18,498,187	16,883,592	1,614,595
2 療養給付費負担金	16,481,919	15,979,375	502,544
計	34,980,106	32,862,967	2,117,139

(款) 2 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 療養給付費負担金	49,445,758	47,938,126	1,507,632
2 高額医療費負担金	1,124,989	1,032,006	92,983
計	50,570,747	48,970,132	1,600,615

(款) 2 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政調整交付金	20,607,665	20,058,332	549,333
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	46,637	41,648	4,989
3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	113	176	△63
4 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1	1	0
計	20,654,416	20,100,157	554,259

(款) 3 県支出金
(項) 1 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 療養給付費負担金	16,481,919	15,979,375	502,544
2 高額医療費負担金	1,124,989	1,032,006	92,983
計	17,606,908	17,011,381	595,527

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1	保険料負担金	13,800,711	1 保険料負担金	13,768,493	
			2 保険料負担金 (滞納繰越分)	32,217	
			3 保険料負担金 (前年度繰越分)	1	
2	保険基盤安定負担金	4,697,476	1 保険基盤安定負担金	4,697,476	
1	療養給付費負担金	16,481,919	1 療養給付費負担金	16,481,919	

節		区 分	金 額	説 明	
1	療養給付費負担金	49,445,758	1 療養給付費負担金	49,445,758	
1	高額医療費負担金	1,124,989	1 高額医療費負担金	1,124,989	

節		区 分	金 額	説 明	
1	財政調整交付金	20,607,665	1 財政調整交付金	20,607,665	
1	後期高齢者医療制度事業費補助金	46,637	1 後期高齢者医療制度事業費補助金	46,637	
1	後期高齢者医療災害臨時特例補助金	113	1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	113	
1	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1	1 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1	

節		区 分	金 額	説 明	
1	療養給付費負担金	16,481,919	1 療養給付費負担金	16,481,919	
1	高額医療費負担金	1,124,989	1 高額医療費負担金	1,124,989	

(款) 3 県支出金

(項) 2 財政安定化基金支出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政安定化基金交付金	900,000	1	899,999
計	900,000	1	899,999

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 後期高齢者交付金	81,018,696	78,503,499	2,515,197
計	81,018,696	78,503,499	2,515,197

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 特別高額医療費共同事業交付金	54,655	51,242	3,413
計	54,655	51,242	3,413

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 一般会計繰入金	771,029	645,881	125,148
計	771,029	645,881	125,148

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰越金	1,000,000	3,000,000	△2,000,000
計	1,000,000	3,000,000	△2,000,000

(款) 8 県財政安定化基金借入金

(項) 1 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1	財政安定化基金交付金	900,000	1 財政安定化基金交付金	900,000

節		金額	説明	金額
区分				
1	後期高齢者交付金	81,018,696	1 後期高齢者交付金	81,018,696

節		金額	説明	金額
区分				
1	特別高額医療費共同事業交付金	54,655	1 特別高額医療費共同事業交付金	54,655

節		金額	説明	金額
区分				
1	事務費繰入金	771,029	1 事務費繰入金	771,029

節		金額	説明	金額
区分				
1	繰越金	1,000,000	1 繰越金	1,000,000

節		金額	説明	金額
区分				
1	県財政安定化基金借入金	1	1 県財政安定化基金借入金	1

(款) 9 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

目	本年度	前年度	比較
1 延滞金	1	1	0
2 加算金	1	1	0
3 過料	1	1	0
計	3	3	0

(款) 9 諸収入

(項) 2 預金利子

目	本年度	前年度	比較
1 預金利子	1	1	0
計	1	1	0

(款) 9 諸収入

(項) 3 雑入

目	本年度	前年度	比較
1 第三者納付金	190,436	207,733	△17,297
2 返納金	1	1	0
3 雑入	1	1	0
計	190,438	207,735	△17,297

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 延滞金		1	1 延滞金	1
1 加算金		1	1 加算金	1
1 過料		1	1 過料	1

節		金額	説明	
区分				
1 預金利子		1	1 預金利子	1

節		金額	説明	
区分				
1 第三者納付金		190,436	1 第三者納付金	190,436
1 返納金		1	1 返納金	1
1 雑入		1	1 雑入	1

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 一般管理費	767,354	684,155	83,199	122,072 国庫支出金 122,072	645,282
計	767,354	684,155	83,199	122,072	645,282

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 療養給付費 等	191,639,499	186,923,737	4,715,762	175,476,627 国庫支出金 66,374,311 県支出金 17,450,962 市町村支出金 15,484,377 支払基金交付 金 76,115,158 特別高額医療 費共同事業交 付金 51,819	16,162,872
2 訪問看護療 養費	1,851,489	1,670,542	180,947	1,665,522 国庫支出金 630,952 県支出金 149,599 市町村支出金 149,599 支払基金交付 金 735,372	185,967

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	120	○ 一般管理費	767,354
8 旅 費	469	委員謝礼金	120
10 需 用 費	7,116	委員その他費用弁償	72
11 役 務 費	174,608	普通旅費	397
12 委 託 料	424,427	消耗品費	1,457
13 使用料及び 賃借料	111,964	食糧費	10
18 負担金、補 助及び交付 金	48,650	印刷製本費	5,599
		修繕料	50
		通信運搬費	165,946
		手数料	8,662
		電算システム関連委託料	406,211
		事業関連委託料	18,216
		会場等借上料	293
		電算処理システム機器借上料	111,671
		市町村補助金	40,000
		担当者研修負担金等	8,650

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補 助及び交付 金	191,639,499	○ 療養給付費等	191,639,499
		療養給付費	191,639,499
18 負担金、補 助及び交付 金	1,851,489	○ 訪問看護療養費	1,851,489
		訪問看護療養費	1,851,489

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 特別療養費	1	1	0	1 国庫支出金 1	0
4 移送費	300	300	0	268 国庫支出金 101 県支出金 24 市町村支出金 24 支払基金交付 金 119	32
5 審査支払手 数料	487,080	477,576	9,504	0	487,080
計	193,978,369	189,072,156	4,906,213	177,142,418	16,835,951

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 高額療養費	10,174,323	8,951,141	1,223,182	9,268,404 国庫支出金 3,523,843 県支出金 878,705 市町村支出金 822,080 支払基金交付 金 4,041,025 特別高額医療 費共同事業交 付金 2,751	905,919
2 高額療養費 (外来年間 合算)	40,000	40,000	0	36,433 国庫支出金 13,852 県支出金 3,453 市町村支出金 3,231 支払基金交付 金 15,887 特別高額医療 費共同事業交 付金 10	3,567

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1	○ 特別療養費 特別療養費	1 1
18 負担金、補助及び交付金	300	○ 移送費 移送費	300 300
11 役 務 費	487,080	○ 審査支払手数料 手数料	487,080 487,080

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	10,174,323	○ 高額療養費 高額療養費	10,174,323 10,174,323
18 負担金、補助及び交付金	40,000	○ 高額療養費(外来年間合算) 高額療養費(外来年間合算)	40,000 40,000

(款) 2 保険給付費
(項) 2 高額療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 高額介護合算療養費	279,812	264,260	15,552	254,894	24,918
				国庫支出金 96,911	
				県支出金 24,165	
				市町村支出金 22,608	
				支払基金交付金 111,135	
				特別高額医療費共同事業交付金 75	
計	10,494,135	9,255,401	1,238,734	9,559,731	934,404

(款) 2 保険給付費
(項) 3 その他医療給付費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 葬祭費	254,180	236,860	17,320	0	254,180
2 傷病手当金	500	1	499	0	500
計	254,680	236,861	17,819	0	254,680

(款) 3 県財政安定化基金拠出金
(項) 1 県財政安定化基金拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 県財政安定化基金拠出金	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 4 特別高額医療費共同事業拠出金
(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 特別高額医療費共同事業拠出金	97,393	108,743	△11,350	9,899	87,494
				国庫支出金 9,899	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	279,812	○ 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費	279,812 279,812

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	254,180	○ 葬祭費 葬祭費	254,180 254,180
18 負担金、補助及び交付金	500	傷病手当金	500

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1	○ 県財政安定化基金拠出金 県財政安定化基金拠出金	1 1

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	97,393	○ 特別高額医療費共同事業拠出金 特別高額医療費共同事業拠出金	97,393 97,393

(款) 4 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	101	100	1	101	0
			国庫支出金	101	
計	97,494	108,843	△11,349	10,000	87,494

(款) 5 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 健康診査費	680,576	580,938	99,638	125,979	554,597
				国庫支出金 125,979	
2 その他健康保持増進費	452,889	393,143	59,746	327,142	125,747
				国庫支出金 327,142	
計	1,133,465	974,081	159,384	453,121	680,344

18 負担金、補助及び交付金	101	○ 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	101 101

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	655	○ 健康診査費	680,576
11 役務費	28,408	消耗品費	93
12 委託料	645,245	印刷製本費	562
18 負担金、補助及び交付金	6,268	通信運搬費	16,695
		手数料	11,713
		事業関連委託料	645,245
1 報酬	3,561	○ その他健康保持増進費	452,889
3 職員手当等	530	保健師報酬	3,561
4 共済費	504	期末手当	530
8 旅費	560	共済費	504
10 需用費	540	保健師費用弁償	322
11 役務費	16,442	普通旅費	238
12 委託料	427,419	消耗品費	116
13 使用料及び賃借料	151	印刷製本費	424
18 負担金、補助及び交付金	3,182	通信運搬費	1,493
		広告料	5,177
		手数料	9,772
		事業関連委託料	427,403
		保健師生活習慣病予防健診委託料	16
		一体的実施支援ツール使用料	27
		保健事業等負担金	3,182

(款) 6 公債費
(項) 1 公債費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 利子	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 7 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 保険料還付金	20,000	20,000	0	0	20,000
2 還付加算金	1,500	1,500	0	0	1,500
3 療養給付費等返還金	1	1	0	0	1
計	21,501	21,501	0	0	21,501

(款) 8 予備費
(項) 1 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 予備費	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000

節		区 分	金 額	説 明	
22	償還金、利 子及び割引 料	1	○ 利子 一時借入金利子	1 1	

節		区 分	金 額	説 明	
22	償還金、利 子及び割引 料	20,000	○ 保険料還付金 保険料還付金	20,000 20,000	
22	償還金、利 子及び割引 料	1,500	○ 還付加算金 還付加算金	1,500 1,500	
22	償還金、利 子及び割引 料	1	○ 療養給付費等返還金 療養給付費等返還金	1 1	

節		区 分	金 額	説 明	

1. 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

該当なし

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給与費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 与	職員手当	計			
本 年 度	人 1	千円 3,000	千円	千円 1,091	千円 4,091	千円 504	千円 4,595	
前 年 度	1	3,000		1,091	4,091	497	4,588	
比 較	0	0		0	0	7	7	

職員手当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当	期末手当
		千円	千円
	本年度	561	530
	前年度	561	530
比 較	0	0	

2. 報酬及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別説明		説明	備考
報酬	千円 0	その他の増減分	千円 0	会計年度任用職員の採用に係る増減分	
職員手当	0	その他の増減分	0	会計年度任用職員の採用に係る増減分	

3. 給料及び職員手当等の状況

該当なし

令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合
特別会計補正予算に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
 (過年度決議済に係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額	
		期 間	金 額
次期標準システム導入及び拡張事業	180,000		

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国（県）支出金	地方債	その他	
令和5年度	180,000	90,000			90,000